

藤沢市職員の旅費に関する条例の一部改正について
藤沢市職員の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

2015年（平成27年）2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市職員の旅費に関する条例（昭和56年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「特別職の職員（常勤の特別職職員及び教育長をいう。）」を「常勤の特別職職員」に改める。

第11条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により旧教育長がなお従前の例により在職する間は、改正前の第2条第1号の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され教育長が特別職に位置づけられること及び内国旅行における車賃の支給の対象となる交通機関について見直しを行うことに伴い、所要の改正をする必要による。